

第9号議案

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法等の改正及び道路占用料の額の改定に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市公共用物の管理に関する条例（昭和51年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号ただし書及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

使用の種類	区 分	単 位	使用料
電柱類	第1種電柱	1本1年につき	円 1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	6
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,900	
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	40

	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	570
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	1,100
通路	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,100
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	680
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,900
露店及び商品置場	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	230

看板類	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	標識		1本1年につき	1,500
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
		その他のもの	1本1月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
		その他のもの	1基1月につき	1,100
	工事施設及び工事用材料置場			使用面積1平方メートル1月につき
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0484を乗じて得た額

(蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 蒲郡市河川占用料等徴収条例(平成12年蒲郡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

占 用 の 種 類		単 位	占用料の額
耕地として占用する場合		1平方メートル 1年につき	円 15
電柱類	第1種電柱	1本1年につき	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,600

	第3種電柱	1本1年につき	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	570
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100
その他の場合	近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により固定資産課税台帳に登録された価格を基準として市長が定める額		

（蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正）

第3条 蒲郡市倉舞港管理条例（昭和59年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第11条関係）

港湾施設	区 分		単 位	使用料の額
野積場	一般利用の場合		1平方メートル 1日につき	円 2.3
	専用利用の場合		1平方メートル 1月につき	35.2
泊地	主たる停係場とし	漁船	総トン数5トン未満	1隻1月につき 88
			総トン数5トン以上20トン未	1隻1月につき 132

	て常時利用する場合		満		
			総トン数20トン以上	1隻1月につき	220
		その他の船舶	総トン数20トン未満	1隻1月につき	220
			総トン数20トン以上100トン未満	1隻1月につき	550
			総トン数100トン以上	1隻1月につき	1,100
港湾施設用地	港湾施設を設ける場合			1平方メートル1年につき	605
	柱類を設ける場合	第1種電柱		1本1年につき	1,100
		第2種電柱		1本1年につき	1,600
		第3種電柱		1本1年につき	2,200
		第1種電話柱		1本1年につき	940
		第2種電話柱		1本1年につき	1,500
		第3種電話柱		1本1年につき	2,100
		その他の柱類		1本1年につき	94
	線類を設ける場合	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル1年につき	9
		地下電線その他地下に設ける線類		1メートル1年につき	6
	塔類を設ける場合	変圧塔		1基1年につき	1,900
		広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,300
		その他の塔類		1平方メートル1年につき	1,900
管類を設	外径が7センチメートル未満のもの		1メートル1年につき	40	

ける 場合	外径が7センチメートル以上10センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	57
	外径が10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	85
	外径が15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	110
	外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	170
	外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	230
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	400
	外径が70センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	570
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	1,100
	その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	1,210
工作物を設けない場合	1平方メートル1年につき	605	

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正)

第4条 蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成12年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	区 分	単 位	金 額	
水域等占 用料	港湾施設を設ける場合	1平方メートル 1年につき	円 120	
	柱類を 設ける 場合	第1種電柱	1本1年につき	770
		第2種電柱	1本1年につき	1,120
		第3種電柱	1本1年につき	1,540
		第1種電話柱	1本1年につき	650
		第2種電話柱	1本1年につき	1,050
		第3種電話柱	1本1年につき	1,470
		その他の柱類	1本1年につき	65
	線類を 設ける 場合	共架電線その他上空に 設ける線類	1メートル1年 につき	6
		地下電線その他地下に 設ける線類	1メートル1年 につき	4
	塔類を 設ける 場合	変圧塔	1基1年につき	1,330
		広告塔	表示面積1平方 メートル1年につ き	1,610
		その他の塔類	1平方メートル 1年につき	1,050
	管類を 設ける 場合	外径が7センチメー トル未満のもの	1メートル1年 につき	28
		外径が7センチメー トル以上10センチメ ートル未満のもの	1メートル1年 につき	39
		外径が10センチメ ートル以上15センチメ ートル未満のもの	1メートル1年 につき	59
		外径が15センチメ ートル以上20センチメ ートル未満のもの	1メートル1年 につき	77

	外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	119
	外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	161
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	280
	外径が70センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	399
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	770
	漁業用工作物を設ける場合	1,000平方メートル1月につき	2
	その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	240
	工作物を設けない場合	1平方メートル1年につき	120
土砂採取料	土砂を採取する場合	1立方メートルにつき	200

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中蒲郡市公共用物の管理に関する条例第7条第2項第1号ただし書及び第2号の改正規定、第2条中蒲郡市河川占用料等徴収条例第2条第1項第1号から第3号までの改正規定、第3条中蒲郡市倉舞港管理条例第11条第2項ただし書の改正規定及び別表の改正規定(野積場の部及び泊地の部に係る部分に限る。)並びに第4条中蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例第2条第1項ただし書及び第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成31年4月1日前に第1条の規定による改正前の蒲郡市公共用物の管理に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条の規定により許可を受けて公共用物を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該公共用物を使用する場合の当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該使用物件に係る平成30年度の使用料の額（当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成30年度の使用の期間が異なる場合にあつては、当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成30年度の使用の期間として、旧条例第7条第2項及び別表第1の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額）に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整使用料額」という。）とする。

(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 第1条の規定による改正後の蒲郡市公共用物の管理に関する条例第7条第2項第1号及び別表第1の規定により算出した当該使用物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額（以下この項において「新使用料額」という。）を当該使用者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合
（蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

3 平成31年4月1日前に河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定により占用の許可を受けて土地を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該土地を占用する場合の当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額は、第2条の規定による改正後の蒲郡市河川占用料等徴収条例第2条第1項及び別表第2の規定により算出した当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額が、当該占用物件に係る平成30年度の占用料の額（当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間が異なる場合にあつては、

当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間として、第2条の規定による改正前の蒲郡市河川占用料等徴収条例第2条第1項及び別表第2の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下この項において「調整占用料額」という。)を超える場合には、調整占用料額とする。

(蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 平成31年4月1日前に第3条の規定による改正前の蒲郡市倉舞港管理条例(以下この項において「旧条例」という。)第10条第1項の規定により許可を受けて港湾施設に工作物その他の設備を設置していた者が同日以後において引き続き同一の設置物件により当該港湾施設を利用する場合の当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額は、第3条の規定による改正後の蒲郡市倉舞港管理条例第11条第2項及び別表の規定により算出した当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の使用料の額が、当該設置物件に係る平成30年度の使用料の額(当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の利用の期間に相当する期間と当該設置物件に係る平成30年度の利用の期間が異なる場合にあっては、当該設置物件に係る平成31年度以後の各年度の利用の期間に相当する期間を当該設置物件に係る平成30年度の利用の期間として、旧条例第11条第2項及び別表の規定により算出した当該設置物件に係る使用料の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下この項において「調整使用料額」という。)を超える場合には、調整使用料額とする。

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 平成31年4月1日前に港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項第1号又は第2号の規定により許可を受けて港湾区域内の水域若しくは公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)を占用し、又は港湾区域内水域等で土砂を採取していた者が同日以後において引き続き同一の許可物件により当該港湾区域内水域等を占用し、又は港湾区域内水域等で土砂を採取する場合の当該許可物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」と

いう。)の額は、第4条の規定による改正後の蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例第2条第1項及び第2項並びに別表の規定により算出した当該許可物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料等の額が、当該許可物件に係る平成30年度の占用料等の額(当該許可物件に係る平成31年度以後の各年度の許可の期間に相当する期間と当該許可物件に係る平成30年度の許可の期間が異なる場合にあつては、当該許可物件に係る平成31年度以後の各年度の許可の期間に相当する期間を当該許可物件に係る平成30年度の許可の期間として、第4条の規定による改正前の蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例第2条第1項及び第2項並びに別表の規定により算出した当該許可物件に係る占用料等の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下「調整占用料等額」という。)を超える場合には、調整占用料等額とする。